

# 通所介護等利用契約 重要事項説明書

作成日:2026年2月9日

## 1. 事業者概要(全社共通)

事業者名	ミモザ株式会社
代表者名	代表取締役 清水 亨
所在地	東京都品川区南品川二丁目2番5号

## 2. 事業所概要

事業所の種類	指定地域密着型通所介護事業所
介護保険事業所指定番号	0990101305
事業所名	ミモザデイサービス上戸祭
所在地	栃木県宇都宮市上戸祭町246-1 ハピネスソルファ103号室
電話/FAX番号	(電話)028-678-2858/(FAX)028-678-2860
管理者氏名	下川 温史
事業の目的	利用者に対して可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。
事業所の運営方針	利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境、他の医療保険サービスまたは福祉サービスの利用状況を把握し、その目標を設定し、計画的に行うものとします。
開設年月日	2026年2月1日
利用定員	18名
併設サービス	指定訪問介護
損害賠償責任保険加入先	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

## 3. 通常の事業の実施地域および営業時間

通常の事業の実施地域	宇都宮市
営業日	月曜日～土曜日(ただし年末年始12/29～1/3を除きます。)
営業時間	8:30～17:30
サービス提供時間	9:30～16:30

※ 悪天候(大雪、台風など)、地震などにおいてサービス提供が困難な時は、サービス提供を中止する場合があります。

## 4. 職員体制(主たる職員)

職種	職員(人)		職務内容
	常勤	非常勤	
管理者 (内、生活相談員兼務) (内、(准)看護師兼務) (内、機能訓練指導員兼務) (内、介護職員兼務)	1人 (1人) (0人) (0人) (1人)	X	通所介護計画の作成に係る業務並びに介護従業者及び業務の管理を行う。
生活相談員 (内、(准)看護師兼務) (内、機能訓練指導員兼務) (内、介護職員兼務)	2人 (0人) (0人) (2人)	0人 (0人) (0人) (0人)	ご利用者及びその家族からの介護等に関する相談やそれに対する助言を行う。
(准)看護師 (内、機能訓練指導員兼務) (内、介護職員兼務)	1人 (1人) (1人)	1人 (1人) (1人)	ご利用者の健康チェックおよび心身の状態の把握を行う。

機能訓練指導員 (内、介護職員兼務)	2人 (2人)	1人 (1人)	ご利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導・助言を行う。
介護職員	4人	3人	ご利用者の介護や入浴・排泄・食事等生活全般にかかる援助を行う。

※ 厚生労働省の定める基準を遵守し、指定地域密着型通所介護を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

## 5. サービスおよび利用料等

### 5-1. 介護保険給付の対象となる料金

本重要事項説明書の添付書類の通りです。なお住所変更により、利用者の住所が事業所の所在する市区町村でなくなった場合は、介護保険給付サービスは利用できなくなることがあります(事前に事業所にご相談ください。)

### 5-2. 介護保険給付の対象とはならない料金

本重要事項説明書の添付書類の通りです。

### 5-3. キャンセル

取り扱い	利用者がサービスの利用を中止する場合は、速やかに下記の連絡先までご連絡ください。
連絡先	028-678-2858
キャンセル料	本重要事項説明書の添付書類の通りです。

## 6. 利用にあたっての留意事項

- ① 事業所内では飲酒しないでください。
- ② 事業所の敷地内では喫煙を原則遠慮していただいております。
- ③ 所持金は、自己の責任で管理してください。
- ④ サービスの提供時の健康チェックの結果によっては、入浴等を中止することがあります。
- ⑤ 入浴室または機能訓練指導室を利用する場合は、事業所の職員立ち会いのもとで、本来の用法に従って使用してください。
- ⑥ 施設内での、他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- ⑦ 食品の持ち込みや利用者同士の食品の交換は食品衛生上問題がありますので、禁止させていただきます。

## 7. 研修

事業者は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けます。また業務の執行体制についても検証・整備します。

- ① 採用時研修 採用後2か月以内
- ② 経験に応じた研修 随時

## 8. 秘密保持と個人情報の保護

- ・ 事業者は、利用者およびその家族等(以下、「利用者等」といいます。)の秘密保持と個人情報の保護について、次の事項を遵守します。
  - ① 業務上で知り得た利用者等に関する秘密や個人情報を、具体的な方法を定めて保護します。
  - ② 秘密保持については、指定通所介護等利用契約書の履行中だけでなく当該契約終了後も遵守します。
- ・ 事業者は、法令に基づく必要な措置をとるために、以下の場合に利用者等の個人情報を関係者等に開示することがあります。

- ① 利用者または第三者の生命・身体・健康・財産に危険がある場合。
- ② 利用者のあらかじめの書面による同意がある場合。
- ③ その他利用者等の個人情報を開示する正当な理由がある場合。

#### 9. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	なし
-------	----

#### 10. 身体拘束等の適正化

- ・ 事業者は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合に限り、身体拘束を行う場合があります。
- ・ 上記の身体拘束を行うのは、以下の3つの要件をすべて満たしている場合に限りします。
  - ① 切迫性  
利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
  - ② 非代替性  
身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
  - ③ 一時性  
身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
- ・ 事業者は、身体的拘束を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとします。しかし、その場合も速やかな解除に努めるとともに、理由を利用者本人に説明し、理由および一連の経過をご家族等に報告します。
- ・ 事業者は、上記の取り組みを適正に行うために、年1回身体的拘束等の適正化のための研修を行います。

#### 11. 苦情相談窓口並びに苦情処理の体制及び手続き

苦情相談窓口は下記の通りとなります。事業所苦情相談窓口又は本社苦情相談窓口の担当者が苦情を受けた場合、当該苦情に関する情報収集を行い、必要に応じて関係者と協議を行います。その結果、対応策の実施が必要となった場合には、速やかに実施します。

事業所苦情相談窓口	下川 温史 (電話)046-280-6320 月~土 8:30~17:30
本社苦情相談窓口	お客様相談室 (電話)03-6712-8110 9:00~17:00
外部苦情申立て機関	栃木県国民健康保険団体連合会 (電話)028-643-2220 平日9:00~17:00
	宇都宮市高齢福祉課 (電話)028-632-2356 平日8:30~17:15

#### 12. 緊急時における対応

- ・ 事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者の症状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医および利用者の家族に連絡し、救急指定病院へ搬送する等の処置を講じます。
- ・ 上記の緊急事態が生じたとき、看護職員がいる場合にあっては、当該看護職員が必要に応じて臨時応急の手当てを行います。

#### 13. 事故発生時における対応

- ・ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市区町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

- ・ 事業者は上記の事故の状況および事故の際にとった措置について記録します。
- ・ 事業者は賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行います。

重要事項説明書の添付書類

- 介護保険の基本報酬
- 介護保険の加算報酬
- 介護保険の各種加算の説明
- 保険の対象とはならない費用一覧

(以下余白)